

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町町は後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワードにより操作者と操作する権限を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県大町町長

公表日

平成29年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	大町町では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、町内に居住する75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた方を、被保険者として管理し、広域連合と協力しながら、後期高齢者医療に係る被保険者資格の管理事務、賦課・徴収事務を行う。 具体的には、 ①広域連合へ住基情報・住登外情報・所得課税情報の送付 ②広域連合より被保険者情報、住所地特例者情報の受領し登録 ③広域連合より被保険者証発行用情報を受領し、被保険者証を交付 ④広域連合より保険料情報を受領し期割計算、納付通知 ⑤広域連合へ期割計算結果を送付 ⑥口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑦広域連合へ徴収結果を送付
③システムの名称	1. Acrocity後期高齢者医療
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 第59項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課国民健康保険・国民年金係
②所属長	町民課長 西森明広
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画政策課まちづくり政策係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課国民健康保険・国民年金係 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地 0952-82-3114

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

變更箇所

[illegible]